

食育教材等貸与事業実施要領

1 目的

群馬県健康長寿社会づくり推進課が保有する食育関連教材等(以下「教材等」という。)を、群馬県内の関係機関、団体等に貸与することにより、地域における自主的な食育活動の推進を支援することを目的とする。

2 貸与教材

(1) 群馬県が作成した食育教材

教材の名称	教材の概要	備考
「ぐんまちゃんと学ぶ食育カルタ」(大判)	子どもから大人まで、食育についての知識を楽しく学ぶことができるカルタの大判。食育カルタ大会や食育講話での使用に適した大きなサイズのカルタ。	絵札(A5版)44枚、読み札(A6版)44枚、読み札の裏面にワンポイントアドバイス付き
ぐんまのたべもの釣りゲーム	群馬県の農産物や郷土料理、行事食の写真カード207枚を収録。釣り竿でテーマに沿ったカードを釣り上げるゲームとして、また「バランス良く食べる」などの食事指導の媒体としても活用できる。	釣り竿、ランチョンマット、食事バランスガイドコマのポスター、たべもの3つのグループ分けポスターなどの付録付き
食の替え歌 CD	「アルプス一万尺」「かたつむり」「雪」などおなじみのメロディに食をテーマにした歌詞を付けた替え歌のCD	収録曲は「おはよう朝だよ」「ニラを刻んで」など全12曲
親子で学ぶ ぐんまちやんの食育ブック WEB版	初の電子媒体による食育教材。本貸与事業では、紙媒体による教材及びDVDを貸与する。	・冊子(こども及び保護者のQ&A) ※県ホームページからダウンロードが可能 ・DVD
「時短・簡単朝ごはん」献立集	就学前の子どもと家族が、主食・主菜・副菜がそろった朝食を食べる習慣を身につけることを目的とした資料。本貸与事業では、紙媒体による教材を貸与する。	・冊子 ※県ホームページからダウンロード可能
和食育敷物	和食の基本形「一汁三菜」を学べるランチョンマット。ポリプロピレン製。	・敷物 ※県ホームページからダウンロード可能
ぐんまの食文化継承テキスト	ぐんまの伝統的な食文化を次世代へ継承することを目的とした資料。和食やぐんまの郷土料理・伝統料理、食文化を継承するための取組等を掲載。 また、簡易版「概要版」も作成(ホームページからダウンロード可能)。	・冊子 ※県ホームページからダウンロード可能

(2) 群馬県が作成した食育関連資材

資材の名称	教材の概要	備考
「いただきますの日」のぼり	群馬県が推進する「毎月19日はいただきますの日」普及啓発用のぼり旗	のぼり掲示用のポールも貸与可能

(3) その他

教材の名称	教材の概要	備考
そのまんま料理カード	(株)群羊社から販売されている、カード形式の手軽な食育ツール	「食事バランスガイド編」「幼児食編」「そのまんま食材カード」の3種類
食育エプロン 「何でも食べる元気なまあちゃん」	食べた食品がからだの中をどう通っていくかどう吸収されるのかを教えるためのおはなしエプロン	1セットのみ

3 貸与対象者

- (1) 県内市町村の食育関連部署・機関
- (2) 県内の学校教育法に規定される学校・幼稚園、児童福祉法に規定される児童福祉施設又はこれらをその拠点として活動する団体(学童保育、育成会、子育てサークルなど)
- (3) 食育推進リーダー
- (4) 営利を目的とせず県内で食育推進活動を行う団体 等

4 貸与経費

貸与に関する経費は無償とする。

5 貸与申請

貸与を希望する団体等は(以下、「借用者」という。)、様式1の「貸与申請書」に必要事項を記入の上、使用日前日までに健康長寿社会づくり推進課長あて提出する。

6 貸与の決定

健康長寿社会づくり推進課は、申請書の内容と教材の空き状況を勘案した上で、貸与の決定について通知する。

7 受渡し及び返却

貸与は、借用者が来課の上、現品を受領し、返却日までに持参することを原則とする。宅配便等による貸与・返却を希望する場合、その経費は借用者負担とする。

8 実績報告

借用者は、教材等返却時に、様式2の「食育教材等使用実績報告書」に必要事項を記入の上、健康長寿社会づくり推進課長あて提出する。

9 その他

貸与期間中における事故等による人的、物的損害については、申請者がその責任を負うこととする。

附則 この要領は、平成23年4月19日より施行し、平成17年10月25日制定の「食育応援事業実施要領」は廃止する。

附則 この要領は、平成24年4月1日より施行する。

附則 この要領は、平成25年4月1日より施行する。

附則 この要領は、平成27年4月1日より施行する。

附則 この要領は、平成28年4月1日より施行する。

附則 この要領は、平成29年9月1日より施行する。

附則 この要領は、令和3年4月1日より施行する。